全国理容生活衛生同業組合連合会

「こども110番の店・見舞金補償制度」実施要綱

第1条(目的)

本要綱は、全国理容生活衛生同業組合連合会(以下「連合会」といいます。)が行う「こども110番の店・見舞金補償制度(以下「見舞金補償制度」といいます。)」について必要な事項を定めることにより、組合員が安心してこども110番の店に参加できるよう支援し、快適で潤いに満ちた地域社会の実現を図ることを目的とします。

第2条(見舞金補償制度の実施)

連合会は、見舞金補償制度を、損害保険会社と保険契約を締結することにより実施します。

第3条(こども110番の店の登録)

こども110番の店の登録は、連合会所定の名簿に当該建物の住所および登録者の氏名を記載することにより行います。

第4条(見舞金補償責任期間)

こども110番の店を登録した日から、連合会の指定する更新日までの期間と します。また、更新日までに更新手続きを行った場合には、さらに次の更新日ま で延長します。

ただし、登録を抹消した場合には、抹消日をもって終了します。

第5条(定義)

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める ところによります。

(1) こども110番の店

連合会の組合員の建物で、こども等(女性、お年寄りを含む)が犯人・不審者 (以下「犯人等」といいます。)から避難する目的で連合会に登録された建物

(2) 登録者

こども110番の店に居住または所有する者で、こども110番の店を連合会 に登録した者(法人を含みます。)

(3) 傷害見舞金の補償対象者

傷害見舞金の補償対象者(以下「補償対象者」といいます。)は次のとおりとします。

イ こども110番の店が住宅の場合

当該住宅の登録者、当該住宅に居住する登録者の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族。ただし、内縁の妻を含みます。)、登録者の別居の未婚の子および当該住宅の来訪者

ロ こども110番の店が店舗(店舗併用住宅を含みます。)の場合 当該店舗の登録者、当該店舗で事業を行う者、その使用人および当該店舗の 来訪者。

ただし、当該建物が店舗併用住宅の場合は、さらに当該建物に居住する登録

者の親族も含みます。

(4) 建物損害見舞金の補償対象物

建物損害見舞金の補償対象物(以下「補償対象物」といいます。)はこども110番の店、およびその付属建物、付属設備、収容動産(自動車、原動機付自転車を除く。)とします。

第6条(見舞金補償制度適用事故)

見舞金補償制度が適用される事故は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 傷害事故

こども等が犯人等から避難する目的でこども110番の店に避難した時点から1週間以内に、犯人等から補償対象者が人的危害を受ける事故をいいます。

(2)建物損害事故

こども等が犯人等から避難する目的でこども110番の店に避難している間に、犯人等から補償対象物が物的危害を受ける事故をいいます。

第7条(見舞金補償制度の適用除外)

① 傷害事故の適用除外

第6条第1号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由のいずれかによって 生じた傷害に対しては、傷害見舞金を支払いません。

- (1)補償対象者の故意
- (2) 補償対象者の親族の故意
- (3) 補償対象者の使用者または使用人の故意
- (4) 補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (5)補償対象者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒によってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (6) 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失
- (7)補償対象者の妊娠、早産、流産または外科的手術その他の医療処置 ただし、傷害見舞金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りではあ りません。
- (8) 補償対象者に対する刑の執行
- (9) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (10) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似 の事変または暴動
- (11) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他 の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (12)前3号に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (13) 第11号以外の放射線照射または放射能汚染
- (14) 頸部症候群または腰痛で他覚症状のないもの
- ② 建物損害事故の適用除外

第6条第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由のいずれかによって 生じた建物損害に対しては、建物損害見舞金を支払いません。

(1) 補償対象者または補償対象物の所有者の故意

- (2) 補償対象者または補償対象物の所有者の親族の故意
- (3) 補償対象者または補償対象物の所有者の使用者または使用人の故意
- (4) 補償対象者または補償対象物の所有者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (5)補償対象者または補償対象物の所有者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒によってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (6) 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
- (7) 補償対象物の瑕疵
- (8)補償対象物の自然の消耗もしくは性質によるさび、かび変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- (9)補償対象物の擦傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって補 償対象物の機能に支障をきたさない損害
- (10) 建物損害事故に起因しない補償対象物の電気的事故または機械的事故
- (11) 補償対象物である液体の流出
- (12) 補償対象物の置き忘れまたは紛失
- (13) 補償対象物に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- (14) 補償対象物に対する修理、調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じ た損害
- (15) 詐欺または横領によって補償対象物に生じた損害
- (16) 楽器の弦の切断または打楽器の打皮の破損
- (17) 楽器の音色または音質の変化
- (18) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (19) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似 の事変または暴動
- (20) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

第8条 (傷害見舞金の支払)

- ① 死亡見舞金
 - (1)補償対象者が第6条第1号の事故により傷害を被り、その直接の結果として、 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、別表1記載の死亡・後遺障害見舞金額の全額(同一事故に対してすでに支払った後遺障害見舞金がある場合は、死亡・後遺障害見舞金額からすでに支払った金額を控除した 残額)を死亡見舞金として支払います。
 - (2)前項の傷害には、有毒物質の吸入、吸収または摂取により生ずる中毒症状を含みます。以下において同様とします。
- ② 後遺障害見舞金
- (1)補償対象者が第6条第1号の事故により傷害を被り、その直接の結果として、 事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときは、死亡・ 後遺障害見舞金額に別表2の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害見舞金 として支払います。
- (2) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、見舞金額に次の支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
 - ア. 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、 重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する支払割

合

- イ. ア. 以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が 2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後 遺障害に対する支払割合
- ウ. ア. およびイ. 以外の場合で、別表 2 の第 1 級から第 13 級までに掲げる後遺障害が 2 種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の 1 級上位の等級の後遺障害に対する支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する支払割合の合計の割合が上記の支払割合に達しない場合は、その合計の割合を支払割合とします。
- エ. ア. からウ. まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級の後遺障 害に対する支払割合

また、別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、 各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の 程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみな します。

(3) 既に後遺障害のある補償対象が第6条第1号の事故により、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、見舞金額に、次の算式によって算出した割合を乗じた額を後遺障害見舞金として支払います。

別表 2 に掲げる加重後の後遺障 既にあった後遺障害に 害に該当する等級に対する支払 - 該当する等級に対する = 適用する 割合 支払割合

(4)前各号の規定に基づいて、支払うべき後遺障害見舞金の額は、同一事故に対して死亡・後遺見舞金額をもって限度とします。

③ 入院見舞金

- (1)補償対象者が第6条第1号の事故により傷害を被り、その直接の結果として、 事故の日からその日を含めて180日以内に平常の業務に従事することまた は平常の生活ができなくなり、かつ、入院した場合は、別表1記載の入院見舞 金額の全額を入院見舞金として支払います。
- (2) 同一事故に対して入院見舞金の支払いは1回限りとし、かつ、すでに支払った 通院見舞金がある場合は、入院見舞金額から通院見舞金額を控除した金額を入 院見舞金として支払います。

④ 通院見舞金

- (1)補償対象者が第6条第1号の事故により傷害を被り、その直接の結果として、 事故の日からその日を含めて180日以内に平常の業務に従事することまた は平常の生活に支障を生じ、かつ、通院した場合は、別表1記載の通院見舞金 額の全額を通院見舞金として支払います。
- (2) 同一事故に対して通院見舞金の支払いは1回限りとし、かつ、すでに支払った 入院見舞金がある場合には通院見舞金は支払いしません。

第9条 (建物損害見舞金の支払)

補償対象物が第6条第2号の事故により損害を被ったときは、その損害額を建物損害見舞金として支払います。(支払うべき建物損害見舞金の額は、同一事故に対して別表1記載の建物損害見舞金額をもって限度とします。)

第10条(事故の報告義務)

- ① 補償対象者または登録者は、第6条の事故発生後、速やかに警察署へ被害届を提出し、当該事故の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および事故の程度を組合に報告しなければなりません。
- ② 補償対象者または登録者が連合会の認める正当な理由がなく、前項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、見舞金を支払いません。

第11条(見舞金の請求)

- ① 補償対象者(死亡見舞金については補償対象者の法定相続人)または補償対象物の所有者(建物損害事故の場合のみ)が、見舞金の支払を受けようとするときは、事故の日から1年以内に別表3に掲げる書類のうち連合会が求めるものを提出しなければなりません。
- ② 連合会は、別表3に掲げる書類以外の書類を求めることがあります。
- ③ 補償対象者(死亡見舞金については補償対象者の法定相続人)または補償対象物の所有者(建物損害事故の場合のみ)が、前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類にしている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、見舞金を支払いません。

第12条(見舞金の支払)

連合会は補償対象者(死亡見舞金については補償対象者の法定相続人)または補償対象物の所有者(建物損害事故の場合のみ)が第11条の規定による手続きをした日からその日を含めて30日以内に見舞金を支払います。ただし、特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、見舞金を支払います。

第13条(事故の判定)

連合会の理事長は、当該事故について見舞金補償制度の支払対象事故であるかどう かを判定する必要があると認めるときは、こども110番見舞金補償制度事故判定委 員会を設置し、当該委員会に諮問するものとします。

第 14 条 (代位)

連合会が見舞金を支払った場合でも、補償対象者(死亡見舞金については補償対象 者の法定相続人)または補償対象物の所有者(建物損害事故の場合のみ)がその損害 について第3者に対して有する損害賠償請求権は、連合会に移転しません。

第15条 (その他)

① 本要綱は、連合会および損害保険会社が合意の上、定めるものとします。本要綱を改正する必要が生じた場合も同様とします。

附則

本要綱は、平成28年1月1日から施行します。

別表1

見舞金額一覧表

死亡・後遺障害見舞金額	1名につき	1,000万円
入院見舞金額	1名につき	5 万円
通院見舞金額	1名につき	1 万円
建物損害見舞金額	1 軒につき	3 万円

別表 2 後遺障害等級表

別表 2 後遺障	宣告	
等級	後遺障害	支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの	100%
	(2) 望しゃくおよび言語の機能を廃したもの	
	(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を	
	残し、常に介護を要するもの	
	(4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常	
	に介護を要するもの	
	(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	(6) 両上肢の用を全廃したもの	
	(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	
举 0 ⁄邓	(8) 両下肢の用を全廃したもの	0.07
第2級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測 定は万国式試視力表によるものとします。以	89%
	足は刀圏氏試視刀表によるものとしまり。以	
	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
	 (2)両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの	
	(3)神経系統の機能または精神に著しい障害を	
	残し、随時介護を要するもの	
	(4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随	
	時介護を要するもの	
	(5)両上肢を手関節以上で失ったもの	
	(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06以下	78%
	になったもの	
	(2) 望しゃくまたは言語の機能を廃したもの	
	(3)神経系統の機能または精神に著しい障害を	
	残し、終身労務に服することができないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終	
	(5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失	
	ったものとは、母指は指節間関節、その他の	
手指は近位指節間関節以上を失ったものを		
	いいます。以下同様とします。)	
第4級	(1) 両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの	69%
	(2) 嘘しゃくおよび言語の機能に著しい障害を	
	残すもの	
	(3)両耳の聴力を全く失ったもの	
	(4) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指	
	の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分	
	以上を失い、または中手指節関節もしくは近位と特質関策(四共になっては共策関関策)	
	位指節間関節(母指にあっては指節間関節) に著しい運動障害を残すものをいいます。以	
	に者しい運動障害を残りものをいいより。以 下同様とします。)	
	「円碌こしまり。」 (7)両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
	ハール 1771	

第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1以下	59%
>/7 ∪ ///X	になったもの	0.0 /0
	(2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を	
	残し、特に軽易な労務以外の労務に服するこ	
	とができないもの	
	(3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特	
	に軽易な労務以外の労務に服することがで	
	きないもの	
	(4)1上肢を手関節以上で失ったもの	
	(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの	
	(6) 1上肢の用を全廃したもの	
	(7) 1下肢の用を全廃したもの (a) TROP	
	(8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失	
	ったものとは、その全部を失ったものをいい	
第6級	ます。以下同様とします。) (1) 両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの	50%
第 0 版 	~	50 7o
	(2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を 残すもの	
	(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解す	
	ることができない程度になったもの	
	(4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40cm	
	以上の距離では普通の話声を解することが	
	できない程度になったもの	
	(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すも	
	Ø	
	(6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃した	
	<i>€ O</i>	
	(7)1下肢の3大関節中の2関節の用を廃した	
	50 (a) 1 T 0 T 0 T 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	(8) 1 手の5 の手指または母指を含み4 の手指	
第7級	を失ったもの (1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下	42%
另 7 放	(1) 1 版が大切し、他版の満正視力が 0.0 以下 になったもの	42 70
	(2)両耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話	
	声を解することができない程度になったも	
	Ø	
	(3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m	
	以上の距離では普通の話声を解することが	
	できない程度になったもの	
	(4)神経系統の機能または精神に障害を残し、	
	軽易な労務以外の労務に服することができ	
	ないもの (5) 隔悔如時界の機能に際宝な群し 軽目な労	
	(5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	(6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外	
	の4の手指を失ったもの	
	(7) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指	
	の用を廃したもの	

	T ()	T
	(8)1足をリスフラン関節以上で失ったもの	
	(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を	
	残すもの	
	(10)1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を	
	残すもの	
	(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指	
	の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨	
	の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節	
	以上を失ったものまたは中足指節関節もし	
	くは近位指節間関節(第1の足指にあっては	
	指節間関節)に著しい運動障害を残すものを	
	いいます。以下同様とします。)	
	(12)外貌に著しい醜状を残すもの	
	(13)両側の睾丸を失ったもの	
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が	34%
N1 0 11X		01/0
	0.02以下になったもの	
	(2) 脊柱に運動障害を残すもの	
	(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外	
	の3の手指を失ったもの	
	(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の	
	4の手指の用を廃したもの	
	(5) 1 下肢を 5 cm 以上短縮したもの	
	(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃した	
	もの	
	(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃した	
	<i>₹, の</i>	
	(8) 1上肢に偽関節を残すもの	
	(9) 1下肢に偽関節を残すもの	
	(10) 1足の足指の全部を失ったもの	
第9級	(1) 両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの	26%
	(2) 1 眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの	
	(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を	
	残すもの	
	(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残す	
	<i>€</i> Ø	
	(6) 値しゃくおよび言語の機能に障害を残すも	
	の	
	(7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話	
	声を解することができない程度になったも	
	0	
	(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解す	
	ることができない程度になり、他耳の聴力が	
	1 m以上の距離では普通の話声を解するこ	
	とが困難である程度になったもの	
	(9) 1耳の聴力を全く失ったもの	
	(ひ) エサツ沁刀で土く入りにもり	

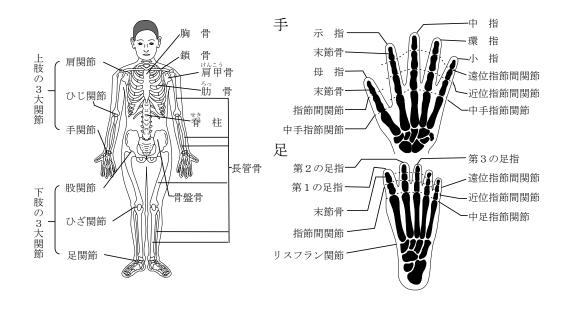
i r		
	(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、 服することができる労務が相当な程度に制	
	版 することが C さる 方 傍 が 相 目 な 程 及 に 削 限 される も の	
	(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服するこ	
	とができる労務が相当な程度に制限される	
	もの	
	(12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失	
	ったもの	
	(13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外	
	の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失	
	つたもの	
	(15) 1足の足指の全部の用を廃したもの	
	(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの	
	(17) 生殖器に著しい障害を残すもの	
第 10 級	(1)1眼の矯正視力が 0.1以下になったもの	20%
	(2)正面視で複視を残すもの	
	(3) 値しゃくまたは言語の機能に障害を残すも	
	0	
	(4)14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話	
	声を解することが困難である程度になった	
	\$0	
	(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解す	
	ることができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の2の手指の用	
	を廃したもの	
	(8) 1 下肢を 3 cm 以上短縮 したもの	
	(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失	
	ったもの	
	(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著し	
	い障害を残すもの	
	(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著し い障害を残すもの	
第 11 級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運	15%
/IV 11 /I/A	動障害を残すもの	10 /0
	(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	(3)1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	(4)10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解	
	することができない程度になったもの	
	(6)1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話	
	声を解することができない程度になったもの	
	W- %	
	(7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1 手の示ち、内にまたは環境を失ったもの	
	(8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの	

	(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用 を廃したもの	
	(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	
第 12 級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運	10%
714 11 1100	動障害を残すもの	10/0
	(2)1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	(3)7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの	
	(5)鎖骨、胸骨、筋骨、肩甲骨または骨盤骨に	
	著しい変形を残すもの	
	(6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害	
	を残すもの (7)1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害	
	と残すもの	
	(8)長管骨に変形を残すもの	
	(9)1手の小指を失ったもの	
	(10) 1手の示指、中指または環指の用を廃した	
	もの (11) 1 足の第2の足指を失ったもの、第2の足	
	指を含み2の足指を失ったものまたは第3	
	の足指以下の3の足指を失ったもの	
	(12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用	
	を廃したもの	
	(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの	
第 13 級	(14) 外貌に醜状を残すもの (1) 1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの	7 %
第 13 W	(1) 1歳の矯正視力が 0.0 以下になりたもの (2) 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を	7 70
	残すもの 残ず 大作 または 悦野 友 代 を	
	(3) 正面視以外で複視を残すもの	
	(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはま	
	つげはげを残すもの	
	(5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	
	(7) 1 手の小指の用を廃したもの	
	(8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの	
	(9) 1下肢を1cm以上短縮したもの	
	(10) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指	
	を失ったもの (11) 1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2	
	の足指を含み2の足指の用を廃したものま	
	たは第3の足指以下の3の足指の用を廃し	
	たもの	
	12 0 %	

第 14 級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの(2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	4 %
	(3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	(6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を 屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指 の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表 3

見舞金請求に必要な書類一覧表

見舞金種類 提出書類	死亡	後遺障害	入院	通院	建物損害
1. 見舞金請求書 兼 事故状況報告書	0	0	0	0	0
2. 警察署または公の機関の事故証明書	0	0	0	0	0
3. 死亡診断書または死体検案書	0				
4. 後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書		0	0	0	
5. 補償対象物の損害額を証する修理業者からの領収書または修理見積書					0
6. 補償対象者の法定相続人の戸籍謄本	0				
7. 補償対象者の戸籍謄本	0				
8. 補償対象者の法定相続人の印鑑証明書	0				
9. 補償対象者の印鑑証明書		0	0	0	
10. 補償対象物の所有者の印鑑証明書					0